

全建総連の組合員の皆様へ

住宅あんしん保証のリフォーム保険の 団体割引をご利用いただけます

全建総連は「住宅あんしん保証」より「認定品質リフォーム制度」の団体認定を受けており、全建総連の組合員はリフォーム保険の保険料の割引など、団体割引をご利用いただけます。リフォーム保険は施主に安心・信頼をアピールできるとともに、他社との差別化にもなります。団体割引を利用し積極的にリフォーム保険をご活用ください。

メリット

①

保険料が安くなる

※3割程度の保険料の割引が受けられる

メリット

②

事業者登録料が安くなる

【新規】 通常24000円が19200円に割引(税別)
【更新(1年更新)】 通常15000円が12000円に割引(税別)

【団体割引の料金表】

注) Vプランのみ適用(工事請負金額300万円超で「耐力壁、筋交い、柱、小屋組の新設又は撤去を伴う工事」または「防水層の新設又は撤去を伴う屋根工事・外壁工事」が含まれない工事)

請負金額	保険金 支払限度額	保険料 (非課税)	検査料 (税込)	合計	通常の料金 (保険料+検査料)	差額
300万円超400万円以下	400万円	19,310円	13,530円	32,840円	41,950円	-9,110円
400万円超500万円以下	500万円	20,910円	13,530円	34,440円	43,950円	-9,510円
500万円超600万円以下	600万円	22,510円	13,530円	36,040円	45,950円	-9,910円
600万円超700万円以下	700万円	24,110円	13,530円	37,640円	47,950円	-10,310円
700万円超800万円以下	800万円	25,710円	13,530円	39,240円	49,950円	-10,710円
800万円超900万円以下	900万円	27,310円	13,530円	40,840円	51,950円	-11,110円
900万円超	1000万円	28,910円	13,530円	42,440円	53,950円	-11,510円

詳細は所属組合にお尋ねいただくか、全建総連のホームページ
(<http://www.zenkensoren.org/reform-hoken.html>)をご覧ください。

★裏面を必ずご確認ください

全国建設労働組合総連合（全建総連）の組合員の皆様へ

住宅あんしん保証のリフォーム保険（団体契約）の利用にあたっての重要事項

1. 株式会社住宅あんしん保証と全建総連とのリフォーム保険の団体契約（認定品質リフォーム制度）により全建総連の組合員は保険料の割引を受けることが可能になりますが、割引を受けるためには、下記を厳守いただく必要があります。

①事業者登録の申請の際に、全建総連の組合員であることを証明する「会員証明書」を事前に所属組合より発行を受けて、申請書類に「会員証明書」（写）を添付して、住宅あんしん保証の取次店に提出すること。
注）事業者登録は1年毎の更新となるため、更新の手続きの際にも「会員証明書」の提出は必要になります。

②保険申込の際に、全建総連の組合員であることを証明する「会員証明書」を事前に所属組合より発行を受けて、申請書類に「会員証明書」（写）を添付して、住宅あんしん保証の取次店に提出すること。
注）現在、「会員証明書」には有効期限の記載がありませんが、今後、有効期限の記載を住宅あんしん保証より案内された場合には書式が変更されます。その場合、全建総連より各県連・組合にご連絡します。

2. 団体契約による組合員のメリット

①保険料割引率は、通常保険に加入する場合と比べ 30%程度の保険料が割引されます（保険料割引率は全建総連全体の年間契約件数に左右されません）。

②事業者登録料は、通常に登録する場合と比べて 20%の割引が受けられます

※【新規（税別）】通常 24000 円→19200 円 【更新（税別）】通常 15000 円→12000 円

3. 団体契約で保険に申込できる対象工事は、工事請負金額 300 万円超で「耐力壁、筋交い、柱、梁、小屋組の新設又は撤去を伴う工事」または「防水層の新設又は撤去を伴う屋根工事・外壁工事」が含まれない工事（Vプラン）に限定されます。

注1）上記に該当しない場合は、一般の保険申込となりますのでご注意ください（※全建総連専用の保険申込書ではなく、必ず一般の申込書の書式をご使用ください）。

注2）基礎の新設・撤去を含む工事は住宅あんしん保証のリフォーム保険ではそもそも対象外となっています。

4. 団体契約での保険の申込みにあたっては、住宅あんしん保証と全建総連で確認した「全国建設労働組合総連合 リフォーム工事 設計施工基準 平成 24 年 9 月 1 日」に則った設計・施工を行う必要があります。図面を作成する前に必ずご確認ください。

5. 組合は、「会員証明書」の発行を行うのみで、事業者登録、保険申込、保険証券発行の手続きを行うことができません。

「会員証明書」を入手するには、所属組合に住宅あんしん保証のリフォーム保険の会員証明書の発行をご依頼ください。

①事業者登録の必要書類は、組合員で最寄りの取次店《※住宅あんしん保証のホームページ

(<http://www.j-anshin.co.jp/>) の「全国の取次店検索」にて確認）に問い合わせ・入手し、ご自身で取次店に事業者登録を申込みください。

②保険契約申込、保険証券発行申請の必要書式は、住宅あんしん保証のホームページの「届出・登録事業者様・取次店様各専用ページ」にて入手し、ご自身で取次店に手続きください。

注1）保険証券発行申請書は住宅あんしん保証より FAX で受理証が送付される際に併せて物件情報等が印字された申請書が提供されます。

注2）全建総連の団体契約での保険申込書は全建総連専用の書式となっており、全建総連のホームページ（※トップページの「リフォーム保険」のバナーをクリックし、「住宅あんしん保証の団体契約のリフォーム保険（マニュアル等 関係書類）」をクリックし、『保険契約申込書（全建総連団体契約・専用書式）』をクリック）より入手ください（住宅あんしん保証のホームページからは入手できません）。